

江口姉妹基金に対する奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、江口姉妹基金に対する奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、福岡県医師会（以下「本会」という。）が定める資格を有する者に学資として給付するものをいい、給付を受けるものを奨学生という。

(運営委員会)

第3条 本基金を運用することを目的に、江口姉妹基金運営委員会を設置する。

(委員)

第4条 委員は福岡県医師会会長が指名委嘱する。

(奨学生の資格)

第5条 奨学生は下記の各号すべてに該当しなければならない。

- (1) 福岡県内の医師会立の准看護師養成所に在籍する学生、生徒
- (2) 経済的理由により、十分な教育環境に恵まれていないと認められる者
 - 1) 医療機関以外でのアルバイトは原則認めない
- (3) 卒業後、福岡県内での就業を希望している者
- (4) 在籍養成所の長より推薦を受けた者
- (5) 向上心に富み、かつ、成業の見込みがある者
- (6) 学業、人物ともに優秀であり品行方正な者
- (7) 他の奨学制度を受けていない者

(奨学金の給付期間及び金額)

第6条 奨学生が在籍する養成所の学年終了時までを給付期間とする。

- 2 就学途中で給付を受ける者については、申請月を含む残りの就学期間を限度とする。
- 3 奨学金の給付額は月額20,000円とする。
- 4 本奨学金に原則返還義務は発生しない。

(募集)

第7条 奨学生の募集は福岡県内の医師会立の准看護師養成所に平成26年度以降に入学する学生および、既に在籍している学生に毎年行うものとする。

(申請書の提出)

第8条 奨学金利用希望者は、養成所の長の推薦を受け、申請書類と作文、前年度の学業成績及び保護者の収入状況を証明する書類を在籍する養成所を経由して毎年7月1日（当日消印有効）までに福岡県医師会長に提出すること。ただし、前年度に就学していなかった者については学業成績を提出しなくてよい。

2 給付期間は学年終了時までとなっているため、1年次に給付を受けていた者についても、再度、申請および養成所の長の推薦を必要とする。

3 就学途中で予期せず経済的理由で就学が困難になった者に限って、養成所の長に相談の上、申請書を提出することができる。

(推薦)

第9条 養成所の長は、所属する准看護師課程の学生より基金利用の申込があった場合、第5条の各号すべてに該当しているかを協議した後、各学年1名を限度に福岡県医師会長に推薦することができる。ただし、就学途中で予期せず経済的理由で就学が困難になった者に関しては、この限りでない。

(奨学生の決定)

第10条 期日までに到着した申請書及び作文により運営委員会で選考を行い、本会理事会において奨学生を決定する。

2 決定後、遅滞なく養成所の長を通して通知を行う。

3 就学途中で予期せず、経済的理由で就学が困難になった学生については、運営委員会が養成所の長より直接事情を聴取し、決定する。

(奨学金の給付)

第11条 奨学金は、年2回にわけて9月（4月分から9月分）と3月（10月分から翌年3月分）に給付する。

(奨学金受領書の提出)

第12条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書及び誓約書を福岡県医師会長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第 13 条 奨学生は、給付を受けた翌年の 2 月に養成所の長を経由して報告書を遅滞なく提出しなければならない。

- 2 奨学生が准看護師として就職する場合、福岡県医師会長に就職先の報告をしなければならない。
- 3 看護師課程に進学した者は、学校名と卒業予定年月日などを報告し、看護師として就職する際は、就職先を福岡県医師会長に報告しなければならない。
- 4 奨学生は、就職後に福岡県医師会長より求めがあった場合、在職を証明する書類を提出しなければならない。

(奨学生の身分の喪失)

第 14 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するとき、身分を喪失するため、該当した場合は、養成所の長が遅滞なく福岡県医師会長に報告しなければならない。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 心身の障害により、修学の継続ができないとき
 - (3) 奨学金の交付を辞退したとき
 - (4) 第 5 条に定める奨学生の資格を喪失したとき
 - (5) 停学の処分を受けたとき
 - (6) 休学等により留年が決定したとき
 - (7) その他奨学生として適当でないと養成所の長、もしくは福岡県医師会長が認めたとき
- 2 身分を喪失した場合、喪失した前月までが給付の対象月となり、既に対象月を超えて給付しているときは、超過分のみ返還する義務を奨学生が負う。
 - 3 福岡県医師会長は、奨学金の給付を取り消したとき、その旨を所属の養成所の長を通して奨学生に通知する。

(奨学生の身分の一時停止)

第 15 条 奨学生が休学した場合、養成所の長はその理由及び復学予定日を遅滞なく福岡県医師会長に報告しなければならない。

- 2 休学期間中は、その身分を一時停止する。
- 3 休学した月より、給付を一時停止し、復学した月より再開する。

(虚偽)

第 16 条 申請書及び報告書など、提出した基金に関する書類に虚偽が判明した場合、最初の給付時期に遡って、給付した全額を返還しなければならない。

(基金の終了)

第 17 条 資金を運用し終えた場合は、本基金を終了する。

2 資金運用において残金が発生した場合、理事会において、取り扱いを決定する。

(規程の変更)

第 18 条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。